# ID:　214

## 担当部署:　建設課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 過料 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町法定外公共物管理条例　第23条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第142号 |
| 【根拠条文】(罰則)第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。(1)　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者(2)　この条例の規定による許可に付された条件に違反した者2　偽りその他不正な手段により、占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |